

通勤に係る費用弁償の事後の確認の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項				
城東工科高等学校	通勤に係る費用弁償の事後の確認について、非常勤職員（非常勤講師を除く。）に定期券の写し等の提出を求めていなかった。 <table><tr><td>確認書類</td><td>非常勤職員数</td></tr><tr><td>定期券の写し等</td><td>2名</td></tr></table>	確認書類	非常勤職員数	定期券の写し等	2名	検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。 【大阪府公立学校一般職非常勤職員就業等規則】 (定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 非常勤講師 一般職非常勤職員のうち、公立学校の講師をいう。 二 非常勤補助員 一般職非常勤職員のうち、定例的で、かつ、反復して行われる業務等に係る労務を提供するものをいう。 三 非常勤特別嘱託員 一般職非常勤職員のうち、特殊な技能若しくは専門的知識、経験等を有するものをいう。 (通勤に係る費用弁償の事後の確認) 第24条 校長等は、現に通勤に係る費用弁償を支給されている一般職非常勤職員(平均1箇月当たりの通勤所要回数が少ない等通勤の実情を勘案し委員会が別に定める職員を除く。)について、その者が第22条第1項の対象者たる要件を具備するかどうか及び通勤に係る費用弁償が適正であるかどうかを当該一般職非常勤職員に通勤定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時、確認するものとする。 【非常勤職員の交通費に関する要領】 (事後の確認に係る委員会が別に定める職員) 第8条 規則第24条の「委員会が別に定める職員」は、規則第2条第1号に規定する職員とする。
確認書類	非常勤職員数					
定期券の写し等	2名					
措置の内容						
検出事項について、令和4年度の該当職員に対し、令和5年度に事後確認を実施した。 検出事項の原因は、担当者が非常勤職員へ書類の提出依頼を失念していたためである。 再発防止に向けて、対象者一覧に非常勤職員を追加し、対象者全員へ書類提出を依頼しているか複数人で確認するようチェック体制を強化した。 今後は、適正な事務処理に努める。						

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年12月12日）